

放課後児童クラブの質の確保を求める意見書

放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間不在にしている家庭の児童に、放課後等に安全に、かつ安心して過ごすための遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るものである。女性の就労拡大等に伴い、児童が安全に、かつ安心して放課後等を過ごせるための放課後児童クラブのニーズは、ますます高まっており、待機児童や過密化の解消に向けた取り組みを着実に進めるとともに、質の確保が必要である。

児童の安全確保には、児童を見守る職員体制の確保が必要である。それ故、突発的な事故等が生じた場合に対応する職員の他、それ以外の児童に対応する者が必要となる等の理由から、職員を複数配置する事としている。また、放課後児童支援員等については研修などにより資質の向上をさせていく事としている。これらの職員配置等については、国が基準を定め、市町村が条例を定める際に、従うべき基準とされている。

一方、地方分権改革の提案募集において、全国的に放課後児童クラブの人材不足等により支障が生じているとして、当該従うべき基準の規制緩和を求める提案が地方から国に提出された。これを受け、国は当該従うべき基準を参酌化する事について、今後地方分権の場で検討する事としている。

仮に、当該従うべき基準を緩和して職員が1名で多くの児童を受け持つ事になった場合には、安全性の低下が懸念される。放課後児童クラブの運営において、児童の安全確保は極めて重要であり、今後も専門職である放課後児童支援員の適正な配置が必要である。また、児童の安全確保には、放課後児童支援員の資質の向上も不可欠である。そのため、国において経験等に応じた処遇改善を進めるための事業を始めたが、その要件が厳しい事から事業の活用が進んでおらず、放課後児童支援員等の処遇の改善は未だ不十分な状態である。

よって、国においては、下記の措置を講ずるよう強く求める。

記

- 1 放課後児童クラブの職員配置基準等にかかる従うべき基準については、放課後児童支援員が適正に配置され、児童の安全が確保されるよう堅持する事
- 2 放課後児童支援員等の給与等の処遇改善について、地方自治体の実情を踏まえた更なる対策を推進する事

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月27日

檀原市議会

〈〈送付先〉〉

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 厚生労働大臣 少子化対策担当大臣
男女共同参画担当大臣 地方創生担当大臣